

交流保育について

■実施条件

- ・交流保育を行う施設間において、覚書などの書面を交わすこと。
- ・交流保育は同一法人内の小規模保育所に限ること。(施設間の距離については、十分考慮すること。)
- ・交流保育を行う施設は、原則1施設に固定すること。
- ・交流保育を行う施設においての避難等の訓練を実施し、記録をつけること。
- ・交流保育を行う施設で給食を提供する場合、アレルギー等の対応を行うこと。
- ・保護者の同意を得ること。(通知やチラシ等にて周知を行うこと。)
- ・近隣の場合、安全に移動ができること。(0歳児の安全については、特に配慮すること。)
- ・交流保育の実施は19名を超えないこと。
- ・交流保育中の児童の人数において算出される職員配置を遵守すること。
- ・交流保育を行う曜日、時間帯等については、あらかじめ子育て推進課に届け出ること。

『交流保育』の定義について

小規模保育事業所は、保育所・認定こども園・幼稚園と連携し、『合同保育』を連携内容とすることができる。この合同保育と同様の内容を小規模保育事業所間で行う場合について、『交流保育』と呼称することとする。

『交流保育』の保育内容については、町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第6条(1)に規定される「保育の内容に関する支援」における『合同保育』を読み替えるものとする。

※「保育の内容に関する支援」

事業者向けFAQ【第7版】【小規模保育に関すること】のQ3において、連携施設の役割について記載されており、「保育の内容に関する支援」の具体例についても記載されている。